

の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進めることとされた。

各級警察学校においては、新たに採用された警察職員に対する採用時教育、専門分野に任用する警察官に対する部門別任用時教育、昇任した警察職員に対する昇任時教育、被害者対策に従事する警察職員に対する専科等の教育において、被害者対策の教育を行っている。

また、警察署等の職場においては、集合時等の機会を利用した教育、警察本部主管課指導者による巡回指導、部外専門家による講演会等を実施し、被害者対策の教育を行っている。

法務省において、検察官等に対する研修の充実等を図ることとされた。

矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員に対する研修について、平成17年4月から、科目として「犯罪被害者の視点」を新設するとともに、矯正施設の上級幹部要員や更生保護官署職員を対象とする研修において、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招へいし、講義を行っている。検察官等に対する研修等については、被害者遺族による講演を実施したほか、犯罪被害者の声を収めたビデオを研修等に活用し、検察官等に対し、検察庁内外における被害者支援の現状等につき必要な情報提供を隨時行っている。

また、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施や検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者支援団体等公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施及び被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議等を実施している。

検察官の研修において、児童や女性の犯罪被害者等と接する上で留意点等を熟知した

専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていくことについては、検察官等の研修において、専門家を講師として招く等して児童や女性の犯罪被害者等と接する上で留意点等に関する講義を実施している。

さらに、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設ける等、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図ることについては、これまでも、副検事に対する研修において、交通事件をテーマとした講義科目を設け、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を実施してきたところであるが、被害者遺族を講師として招き、講演の機会を設ける等、交通事件をテーマとした科目の内容の充実を図っている。

厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護にかかわる者の対応の改善を進めることとされた。

平成18年3月より、「看護基礎教育の充実に関する検討会」を開催し、看護基礎教育の更なる充実を図ることを目的に国民の看護ニーズに的確に応えられる看護職員の養成の在り方について検討しており、平成18年6月末時点で第3回まで開催している。

民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等を指導していくことについては、都道府県（指定都市）が実施する民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識等の習得を目的とした研修を支援するため、国庫補助事業である「民生委員・児童委員研修事業」を実施している。

また、研修実施のための環境整備に努めるとともに、平成18年2月28日に開催した「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」に